

## いわゆる“首都大 YouTube 事件”に関する考察

井出 明<sup>†</sup>

首都大学東京システムデザイン学部インダストリアルアートコースは、このたび「教員・学生が教育研究の一環で制作した映像等を、動画サイト等に公開する場合は、事前に内容をコース長に申請し、許可を得る」という内規を作り、学生と教員に義務づけることとなった。この規制は、いわゆる“首都大 YouTube 事件”の余波であるが、当該義務づけは、“表現の自由”に対する根本的制約になりかねないという危険性を有している。本稿では、当該事件の経緯とその後の大学の対応を社会情報学的見地から検証し、その妥当性について再検討を試みる。

### A Study on

### “the YouTube Affair in Tokyo Metropolitan University”

Akira Ide<sup>†</sup>

The division of industrial art in the department of system design at Tokyo metropolitan university imposed a new rule on professors and students. The rule states, “When professors and students want to upload works created through research and education to online video sharing websites, it is necessary for them to explain the contents and ask for the permission of the course chief before releasing the works.” This regulation derives from “the YouTube affair of Tokyo metropolitan University.” However, it has a potential to become an essential threat to the “freedom of expression”. This paper will follow the sequence of event of this affair and the countermeasures of the university, and try to check validity in terms of social informatics.

## 目次

### はじめに

- 1 . “首都大 YouTube ” 事件の核心と本論文の射程
  - 1 . 1 事件の概要
  - 1 . 2 大学側の対応
  - 1 . 3 本論文の射程
- 2 . 憲法論における「表現の自由」の見地からの考察
  - 2 . 1 事前抑制禁止の法理について
  - 2 . 2 「石に泳ぐ魚」事件からの示唆
  - 2 . 3 当該“新ルール”の実施について
- 3 . 法を離れた視点からの考察
  - 3 . 1 アートマネジメントの観点から
  - 3 . 2 メディア論からの見方
  - 3 . 3 CGM・UGM の価値

### 4 . 総括

### あとがき

---

† 国際大学グローバル・コミュニケーション・センター  
GLOCOM

## はじめに

いわゆる“首都大 YouTube 事件”は、首都大学東京における教育上の映像メディア制作において、「倫理的に不適切」とされる動画を学生が作成し、それを動画共有した結果、世間の物議を醸すとともに、教員の対応が不十分だったという理由で、学生および教員に処分が下されたという事案である。

この事件は、2ちゃんねるをはじめとする電子掲示板での騒ぎの大きさばかりがクローズアップされるが、社会情報学の観点からは、丁寧に掘り下げるべき多くの問題を含んでいる。

そこで本稿では、冒頭で事件の概要について説明した後、法学そして社会情報学の立場から、当該事件を多面的に検討してみたい。

## 1. “首都大 YouTube 事件”の核心と本論文の射程

### 1.1 事件の概要

本節では、時間軸に従って本事件の概要を記す。

平成 23 年 3 月に卒業を控えた学生 A と学生 B は、首都大学東京システムデザイン学部インダストリアルアートコース准教授 X の指導の下、卒業制作として動画コンテンツの制作をはじめた。コンテンツの制作開始時期については、大学の公式発表からは明らかにはされていない。学生 A および B は、ニセの街頭募金活動を行った様子や街の商店にアポイント無しでインタビューを行った動画などを、動画共有サイトである YouTube に投稿していた。

ただし、これらの動画は騒動の発端となったわけではなく、事件化したのは「ドブス写真集を作るその道程」と題された動画の投稿・閲覧以降である。当該学生達は、“ドブスを守る会”と称し、道行く女性達にインタビューを行い、その容姿について無礼な論評を行うとともに、その様子をビデオカメラで収録した<sup>a</sup>。

また動画の制作過程におけるゼミ内部の内輪話が Twitter に残っており、研究室の中では、制作そのものは特に問題視されていなかったことが推定できる。

後日、大学から出された調査報告書によれば、指導教員は、当該動画をゼミで視聴した際、動画共有サイトへの投稿については批判的であったが、制作そのものを中止するような指導はしておらず、あまつさえ、「静止画で制作した方がよいのではないか。」と延べ、制作そのものは肯定するような言動をとったとされている。

a 初期の情報では、東大の院生も制作に関わったとされているが、首都大の公式調査報告では、東大の院生は制作に何ら関与しておらず、首都大の学生達に勝手に名前が使われたこととされている。

学生達は、その後 6 月上旬に、YouTube に当該動画の投稿を行ったところ、視聴者からの厳しい批判にさらされた。また動画内部の情報から、制作した学生達が特定された。その結果、研究室の学生達のブログが炎上するとともに、研究室内部において Twitter でやり取りされていた情報が転載され、制作に肯定的であった友人達も指弾されることとなった。さらに、動画の視聴者からは、首都大学東京に多くの抗議が寄せられ、大学の広報担当が対応しきれない状況に陥るほどであった。この“事件”は、新聞やテレビで後追い報道されることとなり、世間一般に広く知られるに至った<sup>b</sup>。

### 1.2 大学側の対応

社会的反響の大きさを受け、大学側の対応は素早かった。6 月 24 日付で、直接制作に関わった学部 4 年生 2 名に対しては退学処分が言い渡された。処分理由としては、映像作品を完成するという名の下に、被写体となった方々に対し公然と人権侵害をしたこと 映像を作品として公開することにより、被写体となった方々の精神的苦痛を増大させたこと 首都大学東京の社会的信用を失墜させたこと、の 3 点が挙げられていた。

また、音楽を提供した大学院生 1 名を 1 ヶ月の停学処分とした。こちらの処分理由は、人権侵害に相当する不適切な内容の映像であると認識しながら、その映像に音楽を提供し当該映像の作成に関与したこと その結果、首都大学東京の名誉を傷つける結果にいたったこと ただし、当該映像に積極的に関与したわけではないとの判断にたち停学 1 月とする、というものであった。

一方、教員に対しても、7 月 6 日付で厳しい処分が下された。動画制作に携わった学生の指導教員に対しては、論旨解雇が言い渡された。処分理由としては 平成 22 年 6 月に、自らのゼミにおいて、先般退学処分とした学生が卒業制作に関連して作成した映像を視聴した際、その内容の不適切さを認識し、当該学生が企図したインターネット上の動画サイトへの投稿については制止の指示をしたものの、製作の継続については容認するような発言を行うなど、その教育指導が不十分であった。その結果、本学の社会的信用の著しい失墜など、重大な事態を招いた<sup>c</sup>。 今回の不適切な映

b コンテンツの制作意図そのものがどこにあったのかは、本人達へのヒアリングができないため、今持って全く不明である。募金コンテンツについては、寄付という行為が持つ一種の「いかがわしさ」を表現していることとらえることもできるかもしれないし、商店へのインタビューは近年のシャッター商店街問題への角度を変えた警鐘と考えられない向きもないわけではないが、本人達の映像メディア制作についての具体的な訓練内容やキャリアも明かされていないため、社会問題に対する表現能力がどの程度あったのかという点についても不明確なままである。そして、今回の主論点となっている「ドブスを守る会」と題した投稿動画については、このコンテンツを通じて何を訴えたいのかという点についての制作意図が伝わってこない。本人達の述べる「絶滅寸前のドブス」を素材としてコンテンツを制作することで、これまた本人達の述べる「単に第三者の笑いをとる」以上の価値が当該コンテンツにあったのかという点については疑問が大きい。後述する比較対照としての「石に泳ぐ魚」と比べるのも、ある意味で不適切かもしれない。

c 多くの誤解があるようであるが、“炎上”初期に問題のある教員として WEB 上で議論の俎上にあがった教

像についての問題発覚後、上記の経緯と異なる虚偽の報告を行った、とされている。また、Twitter で不適切な動画制作をおおたとされた教員に対しては、2ヶ月の停職処分が下された。こちらの処分理由は、“上記学生が作成した別の映像(「募金」に関するもの)について、社会から誤解を招くような不用意なコメントをインターネット上の簡易投稿サイトに掲載したことにより、本学に対する非難を惹起し、本学の社会的信用を失墜させる一因となった”というものであった。

さらにそれにとどまらず、大学側は再発防止策をまとめることとなった。2010年10月段階で中間報告が出されているが、それは概ね次のようなものである。(但し、趣旨を逸脱しない範囲で筆者の方で要約している。)

1. 国内の芸術系44大学における倫理教育の状況の調査を行った。その結果13の大学で倫理系の科目が開講されていることが判明した。また倫理規定のある大学も存在したが、規定は研究費の適正使用や研究発表のねつ造防止などのためのものであることも明らかになった。

2. マスメディア等における表現規制の状況を調べた。具体的には映画業界の「映画倫理綱領」、放送業界の「放送倫理基本綱領」などを対象としたものであった。

3. アート&社会システムコア(“コア”は科目群のような概念)の教育内容や指導体制についての調査を試みた。調査結果としては「学生グループが主体的にテーマを選定し、アートプロジェクトを実施する授業である「アート&デザインプロジェクト」については、倫理的配慮に欠けた学生の作品が含まれており、それらに対して担当教員による十分な指導がなされているとは言えない可能性がある。「メディア文化論」に対して3割の学生が「倫理的問題を感じる」と回答している<sup>d</sup>。授業において、アートについて十分な理解や見識が養われていない1年生・2年生に対し、倫理性、道徳性について一般の社会常識の観点からは疑問視されている前衛アートを紹介しているが、これは芸術工学系という限られたリソースの中では、学生にアートを誤解させる危険性をはらんでいる。」という知見を得ることができた。

以上をふまえて、首都大学東京システムデザイン学部では、インダストリアルアートコースの教育研究体制の見直しを行った。

具体的には、

1. アート&社会システムコアをメディアアートコアに吸収する(事実上、アート&社会システムコアは消滅する)

---

員は、停職処分にとどまっている。論旨解雇になった教員は、炎上が進行している間は、“祭り”の渦中にいたわけではなかった。

<sup>d</sup> 社会調査の観点から考えれば、このアンケート手法ははなはだ怪しいところがある。世間の耳目を集める事件が起こった後で、「この講義に問題があるか?」と言う聞き方をすれば、被験者の多くは「問題がある」という回答をせざるを得なくなる。もし、問題がないと答えるのであれば、一般的な社会通念と自らの倫理に乖離があることを認めざるを得なくなるからである。

2. 授業科目の見直しを行う。具体的には「芸術と倫理」を新設「メディア文化論」を「エディティング基礎」に変更(事実上、メディア文化論を廃止)「アート&デザインプロジェクト」など4科目を廃止

3. アート教育研究倫理指針を策定する

4. チェック機能の体制づくり 具体的には アート教育研究倫理委員会の設置 公開作品の事前申請を義務づけ<sup>e</sup>(教員・学生が教育研究の一環で制作した映像等を、動画サイト等に公開する場合は、事前に内容をコース長に申請し、許可を得る) インダストリアルアートコースの教育研究相互理解・総合力の向上を図る、の3点であった。

### 1.3 本論文の射程

以上より、首都大 YouTube 事件という一連の騒動が、具体的にどこからどこまでを指すのかは明確ではないが、本稿では、人間の美醜と名誉毀損の表現の限界、それに対する処分を含めた大学の対応の妥当性を争点としているため、名誉毀損の表現と直接の関係のない募金フィルムに関する是非などは範疇に含めない。換言すれば、ここで扱う“事件”は、YouTube アップロードファイルにおいて名称が登場した“ドブスを守る会”のコンテンツ制作・公表過程とそれに対する大学側の対応のみをその対象とする。

扱う論点としては、大学側の“再発防止策”を表現の自由の観点から検討するとともに、広く社会情報学の観点から今回の事件が投げかけている問題について考察を試みる。具体的には、2. において法律論そして憲法論の観点から今回の事件を掘り下げるとともに、3. において法律学以外の立場から当該事件に関する大学側の対応を検討した。そして、最終章においては、教育改革を含め、大学の役割を表現の自由の観点からとらえなおしている。

なお、学生や教員に対する処分内容の妥当性についても、再検討が必要であると思われるが、この度の論考では、処分内容の妥当性については立ち入った議論をしていない。これは当事者のヒアリングができない現状において、限定された情報から処分の当否を外野から判断することは、かえって誤った見方を持ちかねないと考えたからである。

---

<sup>e</sup> 下線は筆者による

## 2. 憲法論における「表現の自由」の見地からの考察

### 2.1 事前抑制禁止の法理について

今回の大学側の対応の中で、もっとも問題が大きいと思われるのは、再発防止策における「教員・学生が教育研究の一環で制作した映像等を、動画サイト等に公開する場合は、事前に内容をコース長に申請し、許可を得る」の行である。

首都大学東京は公立大学であり、そこに勤める教員や学ぶ学生と大学当局の関係は、一般的な私人間の法律関係とは当然異なる。そこにはある種の「公法関係」が存在しているといっても良い。また、このルールに違反した場合、学生に対する処分はもちろんのこと、教員に対しても懲戒処分の発令が予見されるし、何より首都大学東京は全教員が任期制の適用対象であり、学内ルールに反した場合は、任期の更新がなされないと言う懸念がつきまとう。

今回「チェック機能の体制づくり」として策定された新ルールは、表現行為を、一律網羅的に表現の発表前に抑制するもので、典型的な事前抑制の事案といえる。この事前抑制については、憲法論の上では原則的に禁止されなければならないとされている。その理由としては、「表現内容が表現の自由の憲法的保護の範囲内に属するか否かにかかわらず、一括して公権力の判断を受け、そのため、訴えの対象とされる特定の表現行為にのみ関わる事後規制よりも、広汎かつ一般的な審査が加えられること。

表現が表現の“市場”に少なくとも一度は到達し、市民の目に触れてその判断を受ける機会の全くないまま、公権力の判断だけで表現が抑止されること。一般に事前の抑制は、行政権の広汎な裁量権の下に簡易な手続きによって行われ、またこの抑制を争う負担が市民の側に課せられるため、抑制が容易であること。」の3点が主要な理由として挙げられている<sup>1)</sup>。

つまり、この度提起されたシステムが稼働した場合、学術研究のために作られたコンテンツであっても、広汎かつ一般的な審査が加えられることとなり、公権力の判断だけで表現が抑止される可能性は否定できない。換言すれば、今回の新しいルールは日本国憲法の精神とは相容れない特殊な抑止力を持った規制であると言える。

### 2.2 “石に泳ぐ魚”事件からの示唆

本件事案は、表現対象の人物の美醜について扱っていることが大きな論点になっているが、私人についての美醜を問題とした創作にまつわる事件として、“石に泳ぐ魚”事件について取り上げることは、今回の事件を考える上でも大きな参考になると考えられる<sup>f)</sup>。

<sup>f)</sup> 本節の執筆に当たっては、京都産業大学の須賀博志准教授のホームページ (http://www.cc.kyoto-su.ac.jp/~suga/) を参考にさせていただいた。篤く謝意を述べたい。

“石に泳ぐ魚”事件とは、作家柳美里のデビュー作に関するもので、柳美里の知人であり、顔に大きなアザを持って生まれてきた在日韓国人を題材とした小説を、モデルの承諾無しに出版した事案である。小説の中で、そのアザは厳しい筆致を用いて繰り返し取り上げられている。

判決によれば、本件小説中のモデルは、実在する当該在日韓国人と容易に同定可能であり、本件小説の公表により、彼女の名譽が毀損され、プライバシー及び名譽感情が侵害されたものと認められるとされた。人格的価値を侵害された者は、人格権に基づき、加害者に対し、現に行われている侵害行為を排除し、又は将来生ずべき侵害を予防するため、侵害行為の差止めを求めることができるものと解するのが相当であるとし、また、どのような場合に侵害行為の差止めが認められるかは、侵害行為の対象となった人物の社会的地位や侵害行為の性質に留意しつつ、予想される侵害行為によって受ける被害者側の不利益と侵害行為を差し止めることによって受ける侵害者側の不利益とを比較衡量して決すべきであるとされ、侵害行為が明らかに予想され、その侵害行為によって被害者が重大な損失を受けるおそれがあり、かつ、その回復を事後に図るのが不可能ないし著しく困難になると認められるときは侵害行為の差止めを肯認すべきであるとしている。そして、本件のモデルは、公的立場にはない大学院生であり、また、本件小説において問題とされている表現内容は、公共の利害に関する事項でもなく、さらに、本件小説の出版等がされれば、被上告人の精神的苦痛が倍加され、被上告人が平穏な日常生活や社会生活を送ることが困難となるおそれがあると考えられるばかりか、本件小説を読む者が新たに加わるごとに、被上告人の精神的苦痛が増加し、被上告人の平穏な日常生活が害される可能性も増大するゆえ、出版等による公表を差し止める必要性は極めて大きいと言え、本件小説の出版等の差し止めは是認されるべきであるという結論を導いている(最判平 14.9.24 判時 1802-60)。

要するに最高裁の考えによれば、私人を対象とした表現物において、扱われている題材も公共の利害に関する事項でもなく、出版によって精神的苦痛が増加するような場合は、当該表現活動が違法性を帯びるという裁判所の認識が示されている。

これを“首都大 YouTube 事件”に当てはめた場合、動画に登場する被写体は、当然私人であり、テーマとしての美醜はやはり「公共の利害」に関する事項でもなく、動画の公開によって当然精神的苦痛は増加されるであろうから、動画の削除や事前の差し止め等も認められて然るべきなのかもしれない。故に当該コンテンツは、倫理上問題があるばかりではなく、法的な面でも保護に値しない“違法な”コンテンツと言うことになる。

### 2.3 当該“新ルール”の実施について

2.1.の“事前抑制禁止の法理”から考えるのであれば、動画投稿に際しての事前の許可制は大変危険な規制であるが、2.2.の判旨からは、一定の限度で事前抑制は認め

られると考えることも可能である。但し、2.2.の事案は、裁判所が表現の内容規制を行ったケースであり、表現行為の規制を行うに当たって非常に厳密な議論と精密な利益考量が行われている。首都大で行われる“許可”のための審査は、少なくとも裁判所よりも厳密になることはないであろうし、事前抑制の主体となる“コース長”なる存在が“表現の自由”に対して特別造詣が深いとも考えにくい。2.2の判旨を持ってそのまま新ルールを是認することは危険である。少なくとも、事前抑制の禁止の論拠としてあげられている精神からは、許可制の審査対象となる動画については、私人が映像に入っている場合やわいせつ表現を扱うコンテンツなどに限定して運用すべきであろう。また、<sup>g</sup>に関しては、表現物に対する審査の主体がコース長等の権力機構に限定されないような仕組みを整備すべきである。さらに、<sup>g</sup>については、内容審査が厳密に行われることに加え、表現者の側にとって使いやすい反論の機会を保障する必要がある。

以上は、法律論から導かれるロジックであるが、法律的に妥当であったとしても、事前の許可制は芸術・文化の発展のためには避けるべきであると考え。次章では、法を離れて、当該規制の危険性について論じる。

### 3. 法を離れた視点からの考察

#### 3.1 アートマネジメントの観点から

このたびのコンテンツがたとえ違法なものであったとしても、大学側の“再発防止策”については、いくつかの疑念がある。前章では、法的な意味から事前抑制の危険性について述べてきた。法学的な考察では、主に民主制の過程から事前抑制禁止の重要性を説くことになるが、今回の事件では芸術・文化の観点からの再構成が必要となる。芸術・文化振興のための手法として、近年アートマネジメントが注目を浴びているが、アートマネジメントの理論に基づけば、届け出制をはじめとする事前抑制が芸術・文化振興の観点からも問題があるという点について触れておきたい。

コンテンツ制作に権力機構が介入する場合、コンテンツが権力側にとって都合の良いものばかりになってしまい、その結果として魅力のあるコンテンツが生まれてこなくなるという構造的な問題はよく指摘される<sup>2</sup>。今回は、事前規制が論点となっているが、これがコンテスト・コンクール等の芸術・文化を振興する制度であったとしても、審査の過程で権力機構にとって都合の良い作品が推薦を受けるため、長期的には推薦作品群は大変おもしろみかけたものばかりになってしまう。いわば、“文部省ご推薦”の映画にろくなものがなかったという状況が、電子社会についても生み出される懸念

を払拭することができない<sup>g</sup>。

#### 3.2 メディア論からの見方

メディア論の視点からも、このたびの事前許可制度は大きな危険性を孕んでいる。今回は、動画共有サイトへの投稿のみを規制の対象としているが、メディア（媒体）としての差異は、紙であろうが動画であろうが概念的にはない。表現を内面的精神活動の外的な発露と考えた場合、この営為のための媒体を紙にするのか電子メディアにするのかは、表現する側にとって最大の効果が得られるものを、まさに表現者が主体的に選択することになるであろう。このように考えると、今回の事前抑制を認める新規定は二つの問題点を有している。

一つは、動画に対する規制が紙にまで拡大されたとしても、紙ベースの投稿を別格として自由とする論理を見つけにくいと言う点である。繰り返しになるが、紙も動画も表現の一態様である以上、紙に対する投稿規制が新たにもうけられた場合、なぜ紙は自由にすべきなのかというロジックは構築しづらい。

二つ目の問題点として、このたびの新規制は工学系の研究者・教員にとっても決して無関係なものではないということを強調しておきたい。すでに、機会学会等いくつかの学会では、論文が単に電子化されているだけではなく、その論文の画像とデータとして動画の取り込みが可能になっているジャーナルもある。このような雑誌に投稿する場合、実験過程を動画で撮影し、決定稿を出す前に広く世に問い、意見を募るといったような状況もあり得るであろう。むしろWEB2.0の本質は、こうしたコラボレーションの中で、よりよい知識を創造していくことにその意義がある。実験過程において、すぐに同業者や世間の反応を非公式に得たいという時間的に差し迫った状況がある場合、動画共有サイトへの投稿に際して、いちいち大学への事前申請と許可が必要となれば、現在の工学・自然科学のイノベーションのスピードを考えると大きなロスが発生することは間違いない。動画共有サイトの本質は、名も知らぬ人たちの巨大なグループワークにあると言える。手軽な動画共有サイトの利用を規制する今回の措置は、ゆくゆくは工学をはじめとする自然科学系の研究への足かせとなることが懸念される。

<sup>g</sup> 芸術・人文社会系の活動成果は、根本的に工学とは異なる。これらの研究は、研究者の内面的精神活動と分かちがたく結びついており、価値観そのものが研究内容に反映されてくる。一方工学の場合、研究成果が価値中立的であるため、表現活動への権力側の抑止という状況は論理的に起きてこない。これはナチス統治下のドイツにおいて、国民車が開発されるなどの歴史を鑑みれば明らかであろう。旧都立大の解体過程において、人文・社会のカテゴリーに属していた教員達は、続々と都立大から流出していったが、工学系はほぼ一枚岩となって新大学に移行したことから見ても、研究という精神活動に対する取り組みの構造が異なっていると考えることができる。

### 3.3 CGM・UGMの価値

コンテンツを制作する側にとっては、このたびの事前抑制は、表現活動にたいする大きな足かせとなっていることは疑いが無い。これは単に投稿を規制されるということが問題だけでなく、動画共有サイトを舞台としたインタラクションや相互インスパイアが不可能になってしまったことこそがより深刻な問題であると言える。

具体的には、新ルールではニコニコ動画タイプのCGM(Consumer Generated Media)への参加は事実上できなくなる。ニコニコ動画は、一次コンテンツを元に、別の視聴者が加工を行うことで二次コンテンツができ、それが無限に連鎖し、興味深いコンテンツが生成されていく。この仕組みで生み出されるコンテンツはUGM(User Generated Content)と言われている。CGM上で生成されるUGMは、そのリアルタイム性に特徴があり、短時間のうちに元のコンテンツから生み出された多くの二次コンテンツがネット上にアップされる。

法律上(著作権法上)、一次コンテンツと二次コンテンツは別個の客体として扱われる。従って、今回の首都大の規定を厳密に適用するのであれば、複数の段階を経て生成される二次著作物を投稿する際は、投稿ごとに許可を取ることが必要になり、事実上CGMに参加できないことになる。言い換えれば、研究・教育の一環でニコニコ動画を見ているものが、ある動画に触発され、すぐに何かを加えて再投稿しようとしても、このたびの規定によれば投稿前の許可が必要なため、CGMのリアルタイム性を全く享受できないことになる。

つまり当該規定は、高度情報化社会における“集合知”を真っ向から否定する趣旨を有している。

## 4. 総括

ここまで、“首都大 YouTube 事件”に対する大学側の対応が、表現行為への萎縮効果をもたらしかねず、その結果として文化の衰退をもたらすのではないかという危惧を述べてきた。

近年、東京都は、いわゆる“二次元ポリノ”問題を初めとして、表現活動への規制を強めてきている<sup>h</sup>。今回の規制は大学内部のルールであるが、当該大学は設置者が東京都であるため、昨今の東京都の姿勢が大学内部のルール制定に影響を与えているのではないかという穿った見方をめぐり去ることは難しいかもしれない。今回の事件に関する事後処理は、都自体が何からの圧力を加えるということがなかったとしても、

<sup>h</sup> 都青少年健全育成条例改正案：著名漫画家ら反対声明(毎日新聞)2010年11月30日(火)等を初めとして、近年の東京都の動きに懸念を表明するクリエイターは多い。

大学側が東京都の意向に対して変に歪んだ忖度を行っているのではないかという懸念を与えかねない。

また、今回問題となったコンテンツは、確かに救いがたい内容を有していたと言えるが、こうした特殊な事案を元に、一般的な表現活動を抑止するルールを策定することが、文化活動を担う研究機関において期待されることかと言えば、答えは否であろう。仮に、何らかの意味での“権力側”が、このたびの事件を奇貨として、大学に学内における“規制立法”を要求するのであれば、こうした圧力に屈しないことこそが、大学の本来あるべき姿ではないかと考えられる。

上記のように考えるのであれば、事件後の教育内容の改訂方向も、「不祥事を出さないための改訂」ではなく、「表現の自由の本質を学ぶための改訂」であって然るべきであろう。今回のコンテンツには全く感じることはできなかったが、学生の身分を賭してまで達成しなくてはならない表現活動や表現行為も存在しうる可能性があることは、歴史を学ぶことで身につけさせる必要性と必然性があるのではないだろうか。単に「不祥事を出さないための改革」であれば、学生も教員も「何もしないのが一番良い」という風潮を生み出しかねず、それは大学の情報発信力の低下をもたらすとともに、大学に期待される批判能力を果たしていないことになりかねない。同時に軽はずみな情報発信が、この度の事件のように、巡り巡って情報発信を抑止する方向で機能してしまう負の「ブーメラン」効果があることも学生に認識させることも重要である。

他方、このたびの事件の発端となった動画が投稿された後に、制作者と指導教員を追い込んだ側にも大きなデメリットが生じる可能性もある。都が設置した大学において表現活動への抑止ルールが作られた場合、それは言論活動一般の低下をもたらすことが予見され、結果的に批判能力に乏しい社会を生み出してしまふ。これは、戦前の滝川事件や天皇機関説問題を鑑みれば類推できることで、大学の情報発信力や批判能力が低下した場合、社会全体の批判能力の低下につながってしまったという近代の苦い経験を我々は持っている。今回の糾弾が、社会全体の批判能力の低下に結びついてしまふならば、今後の高度情報化社会において、危うい社会構造を生み出してしまつたと考えられなくもない。

## あとがき

最後に私事ではあるが、自らの反省を述べておきたい。私は、ほぼ四年間、首都大学東京で社会情報学の教員として勤務してきた。その間、今回ほどでないにせよ、“表現の自由”に対して抑制的な通達・勧告が出た際に、何ら積極的な活動をしてこなかった。また、東京都自体が進めている各種の表現活動への規制条例についても、都が

設置した大学に勤務していながら、情報学者として何らの反対活動もしてこなかった。いわば本文中で述べた「何もしないのが一番良い」という仕組みを自ら是認するかのような行動をとってしまったのである。ナチスドイツ展開した人権侵害に関し、牧師マルティン・ニーメラーは『彼らが最初共産主義者を攻撃したとき』において、表面上自己に無関係な権力側からの弾圧に無関心でいることが、後になって自己に降りかかってくることの恐ろしさを述べている<sup>3</sup>。自戒戒を込めて本稿を執筆した。

### 参考文献・資料

- 1 浜田純一「事前抑制の理論」芦部信喜編『講座 憲法訴訟（第2巻）』有斐閣（1987）
- 2 Diana=Crane 著 河島伸子訳「グローバル時代における文化政策」佐々木雅幸他編著『グローバル化する文化政策』勁草書房（2009）
- 3 W.ニーメラー, G.ハーダー編；雨宮栄一編訳『ナチへの抵抗：ドイツ教会闘争証言集』日本基督教団出版局（1978）